

## 様式2 認定に関する約款

第一版：2026年4月1日

### IAJapan 認定に関する約款

---

#### 第1条（約款の適用範囲）

本約款は、独立行政法人製品評価技術基盤機構適合性評価推進センター認定センター（以下「IAJapan」という。）が実施する認定業務に関し、認定の申請を行う事業者及び認定を受けた事業者（以下総称して「事業者」という。）との間に適用されます。

事業者は、認定申請期間ならびに認定の取得後から当該認定が終了又は取消される（以下、「認定終了等」という。）までの期間（ただし第14条は認定の終了等以降の期間を含む。）において、本約款の内容を確認し、同意のうえ遵守するものとします。

#### 第2条（IAJapanの義務）

IAJapanは、Webサイトに公開している「IAJapanの権利及び義務」をはじめとする規定及び関連法令等に従い、公正かつ適切に認定業務を遂行します。

2 IAJapanは、認定業務を通じて取得した事業者の情報を規定及び関連法令に従い、適切に管理します。

#### 第3条（認定要求事項等の遵守）

事業者は、IAJapanに申請した範囲（以下、「申請範囲」という。）及びIAJapanが認定を授与した範囲（以下、「認定範囲」という。また、申請範囲と認定範囲の両方に言及する場合、「認定範囲等」という。）において、IAJapanが定める認定スキームが指定する一般要求事項及び関連する手順等（以下、「認定要求事項等」という。）を継続的に遵守するものとします。

認定要求事項等の変更があった場合は、速やかにその内容を確認し、これに適合するよう対応するものとします。

#### 第4条（認定審査等への協力）

事業者は、IAJapanが必要と認めて実施する審査（認定審査、再認定審査、サーベイランス審査、臨時審査を含む。以下、「認定審査等」という。）を受け入れ、認定審査等に必要な便宜及び協力を提供するものとします。

これには、IAJapanが編成した審査チーム及び別途指名のあった関係者（多角的承認取決め維持のために必要な者を含む。以下、「審査チーム等」という。）が要員・施設・設備・文書・記録・バーチャルサイト・外部委託先（レンタルラボを含む。）等へアクセスすることを認めることも含みます。

#### 第5条（立会い・顧客との取決め）

事業者は、IAJapanから要請があった場合、事業者が実際に行う適合性評価活動に審査チーム等が立ち会えるよう手配します。

また、立会いを事業者の顧客の事業地で行う場合、その顧客に対し認定審査等への協力及びその旨の事前の承諾を得ます。ただし、顧客の事業地で行う立会いの代替方法についてIAJapanとあらかじめ合意した場合は、その限りではありません。

#### 第6条（認定の主張・シンボルの使用）

認定が授与された事業者は、認定範囲に限り認定を主張できるものとし、認定について主張する場合、認定要求事項等に従うものとします。

また、事業者が認定シンボルの使用を申請し、IAJapanがこれを認め、認定シンボル使用ライセンスを許諾しライセンスを付与する場合、事業者は、認定要求事項等に従って認定シンボルを使用するものとします。

事業者は、認定制度及びIAJapanの信用を損なう行為や、第三者の誤解を招く表示・表明、許容範囲を逸脱する認定の利用を行わないものとします。

#### **第7条（変更の通知）**

事業者は、認定要求事項等で定められた事項に変更が生じた場合は、遅滞なく IAJapan に文書で通知するものとします。

#### **第8条（手数料等の支払い）**

事業者は、IAJapan が定める手数料の規定に従い、認定に係る手数料等を IAJapan が指定する所定の期日及び方法により支払うものとします。

IAJapan は、認定審査等の結果や中止に関わらず、支払済みの手数料等の返還には応じません。

#### **第9条（苦情への協力）**

事業者は、認定範囲の業務に関する苦情があった場合、調査・解決に努めるとともに、IAJapan の要請に応じて苦情に係る調査等に協力し、速やかに報告します。

#### **第10条（情報の公開への同意）**

事業者は、IAJapan が認定の状況（事業者の名称、所在地、認定日、有効期限、認定範囲、認定の決定の種類（授与・拒否・継続・縮小・一時停止・取消・終了）等）を公表することに同意します。ただし、認定の決定にかかる情報について理由を示してその公表を差し控えることを事業者が求める場合、IAJapan の判断により、その公表を控える場合があります。

#### **第11条（外部委託業務への対応）**

事業者が認定範囲等の業務を外部委託する場合、外部委託を行う前に IAJapan に申請を行い、IAJapan がその申請内容により外部委託先での認定審査等を必要と判断したときは、事業者は、当該外部委託先に対し、認定審査等への協力及びその旨の事前の承諾を得ます。

#### **第12条（違反・不履行・不正行為等の処分）**

事業者が本約款の規定に違反した場合、不正行為を行った場合、虚偽情報の提出を行った場合、又は事業者による情報の隠蔽等が確認された場合、IAJapan は、申請の受付の拒否、申請の却下または認定の取消手続きを開始するとともに、必要に応じて過去に顧客に対して発行した証明書の回収請求、認定の一時停止等の措置を取ります。また、事業者はこれに異議申立てをしないものとします。

また、これらの措置の後、2年間は申請が受理されない場合があります。

#### **第13条（反社会的勢力の排除）**

事業者及びその外部委託先が以下の項目に該当することが判明した場合、IAJapan は申請の不受理または却下、または、認定取消の手続きを開始します。また、同手続き等に対し、事業者は損害賠償等の請求をしないものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自ら又は第三者を利用して、IAJapan 又は IAJapan の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき

#### **第14条（約款の失効後の責務）**

本約款のうち、第2条第2項、第8条の条項は、認定終了等により、本約款が失効した後も有効に存続します。

本約款の失効以前に発生済みの債権債務・履行責務で未履行のものがある場合、当該未履行の債務等は消滅しません。

**第 15 条（準拠法・管轄）**

本約款の解釈は日本国の法律に従い、紛争が生じた場合は東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

**第 16 条（協議事項）**

本約款に定めのない事項や疑義が生じた場合は、事業者と IAJapan が協議の上、解決に努めるものとします。

**第 17 条（約款の変更）**

IAJapan は、民法第 548 条の 4 の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本約款を変更できます。なお、契約内容の変更を行う場合、IAJapan はあらかじめ事業者に変更内容を提示し、意見を求めるものとします。

事業者は、変更後の約款に従うものとします。

**第 18 条（旧契約からの切替）**

事業者と IAJapan との間で従前に締結されていた有効な「認定契約書」がある場合は、本約款に切り替えるものとします。

(以上)